

四 至 勝 示 絵 図 考

吉 田 敏 弘

- I. はじめに
- II. 荘園の立券過程と四至勝示絵図
- III. 絵図の吟味
- IV. 境界設定システムとしての四至勝示
——むすびに代えて——

I. はじめに

歴史地理学における古絵図研究の課題が、風土や文化を異にした歴史的社會における、間主観的な空間認識像の追求に求められるようになったことは、1980年代以降の顕著な動向のひとつであった¹⁾。以来10年の歳月を重ねることになったが、近年の歴史学・地理学における絵図研究の活性化によって、ようやくこうした課題にアプローチする環境が整えられてきたように思われる。

絵図が、それを作成し、それを共有した社會の空間認識を如実に示す史料であることは、既に多言を要さない。欧米においても、例えば、D. Woodward の中世マバムンディの研究²⁾にみられるように、従来ともすれば地理的知識の多寡から説明されがちであった古地図の構図を、むしろその時代の空間観念や空間把握の観点から説明しようとする気運が芽生えている。水津一朗は、絵図や風景画などの景観表現に、非日常的な庭園や社寺建築等の造景と一脈通じる、理想化・理念化された景観の型（コード）を見出したが³⁾、これは空間認識の構図にもそのまま適用しうる理解といっても過言ではない。生きられた空間を構成するのは、他ならぬ景観そのものだからである。

イメージによって形作られる空間認識の構図

は、日常的に体験しうる景観の諸要素を、あるひとつのモデルに見立てることによって成立する。絵図のなかには、こうしたモデル化された景観・空間表現を明快に表現している場合も少なくないのであって、こうした作例を丹念にすくいあげ、個々に綿密な考証を加えてゆくことが、現段階の課題となる。

本稿は、こうした課題意識に立脚して、日本中世の荘園絵図の一類型である「四至勝示絵図」を取り上げ、そこに表現された空間認識の構図を考察するものである。事例となるのは、備中国足守荘絵図、紀伊国神野真国荘絵図、紀伊国杵田荘絵図の三点であり、いずれも京都神護寺の所蔵になる12世紀の絵図という共通点をもっている。しかもこれらは、「四至勝示絵図」の名が示すように、当時の荘園の境界を設定するシステムであった四至勝示を表現主題としており、境界をめぐる空間認識を考察するための好適な条件が備わっていると解される。

近年の中世史における荘園絵図研究においても、これらの絵図が度々取り上げられており、研究の便宜が与えられている。しかし、歴史学の絵図研究においては、絵図の虚偽性を強調するあまり、ともすれば作成主体の利害に基づく作成意図を過大に評価し、作成目的一元論のごとき解釈に終始する傾向をなしとしない。しかも、歴史学が四至勝示や荘園立券の問題に、意外に関心が薄かったことも、解釈の可能性を狭める一因になったのではないかと推測される。

そこで本稿では、まずこれらの絵図の作成過程を考証し、その表現内容の検討と併せ、四至勝示絵図の基本的な特質を明らかにしたい。そして、この検討の後に、ひとたび境界設定シス

テムとしての四至勝手示の特質に触れ、これを通じて、四至勝手示システムを制度として受容していた社会の空間認識を抽出する、といった考察手順を採りたいと思う。

なお、論旨の一部に後掲の旧稿と若干重複する点があるが、ご了解を得たいと思う。

Ⅱ. 荘園の立券過程と四至勝手示絵図

本稿で対象とする三葉の絵図は、荘園の立券に際して、その境界（四至勝手示）を表現するために作成された絵図とみられる。中世荘園絵図の分類においては、これら三葉を以て「立券絵図」⁴⁾ないし「四至勝手示絵図」⁵⁾と分類・類型化するのを通例としている。しかし、こうした定説の理解は、絵図の内容もさることながら、むしろ足守荘や神野真国荘絵図の裏書に指示され、それらに保証された「読み」に他ならない。

すなわち、足守荘・神野真国荘絵図の裏書には、いずれも荘官・国使・御使の連署加判があり⁶⁾、とりわけ神野真国では八カ所にわたる勝手示の地点の裏に、それぞれ連署加判を施すという入念さである。またいずれにも年記と絵図題が記載されているが、神野真国の年記は立券の年月日となっており、絵図と立券との密接な関連を示唆している。

荘官・国使・御使の組み合わせは、立券にあたって現地で境界画定を実施したメンバーと解されるから、確かに絵図は立券の時点に作成され、その際に画定された境界を記録するための支証絵図とみなされる。絵図の内容も、裏書の連署加判を欠く梓田荘を含め、こうした推定と矛盾するものではなく、各々の荘域全体を描いた図中に勝手示の墨点が鮮やかに浮かび上がっている⁷⁾。したがってこれらの絵図は、作成契機によって分類するならば「立券絵図」、表現主題によって分類するならば「四至勝手示絵図」と類型化されてきたのである。

こうした定説の妥当性は高く、本稿もまたこれに与するものである。ただし、三葉のうち足守荘絵図をのぞく二葉については、作成年代や作成過程についての異説もあり、細部の理解は

必ずしも一致を見ていないのであって、なお吟味の余地が残されている。しかも、これらの錯誤のいくつかは、絵図の表現内容はともかく、立券過程や四至勝手示に対する共通認識が、些か不十分であることに起因しているように思われるのである。

そこで以下では、まず四至勝手示の設定を含む荘園の立券過程そのものを復元・再確認し、然る後に改めて絵図作成を立券過程の中に位置付けることにしたい。

さて11世紀後半以後広範に成立・展開する「領域型荘園」において、荘園の立券は以下のような過程を経ることが知られている⁸⁾。

- ①権門・開発領主による立券申請
- ②立券許可を通達する官宣旨・院序下文の発給
- ③立券使（国使・官使および荘園領主側の使節等）による荘境確定
- ④立券使による立券文作成

このうち②から④にかけて、とりわけ③の具体的な経過を示す好例として、嘉応3（1171）年2月日「遠江国池田荘立券状」⁹⁾が残存する松尾社領池田荘の場合を検討しておこう。同荘は故大皇太后権大夫の寄進(①)によって松尾社領としての立券が許可され、嘉応2年7月5日に官宣旨が下された(②)。宣旨は松尾社および遠江国司・在庁官人に宛てて発給され、国司は宣旨を承けて同7月13日に国司庁宣を留守所に下し、同日留守所は施行符を発し、国使・社使同行のうえ「四至を堺し勝手示を打ち、立券すべき」旨の実施を命じている。

諸他の例から判断して¹⁰⁾、官宣旨に池田荘の四至が明記されていたことは確実であり、「四至を堺し勝手示を打つ」という荘境画定作業は、官宣旨の四至を実地に検分し、国使・社使合意のうえで確認された境域の標識として勝手示を打つことであった（以下③）。「立券状」が伝えるところによれば、四カ所の勝手示のうち三カ所を打ちおわり、最後に坤勝手示を打とうとした時、西に接する頭陀寺領川勾荘の荘官等と境界に関する理解が矛盾・対立したため、訴訟にて決着

をつけることになった。ここで川勾荘が提出した証文は長承年間（1132～35）の官符であり、そこに川勾荘東境として明記されている「高木明神本」をもって両荘の境とすべき旨、12月28日に宣旨が下された。これによって翌嘉応3年2月に最終的に境界を画定し（以上③）、立券言上に至ったのである（④）。

その「立券状」には、まず四至と膀示四カ所および脇膀示五カ所の銘が表記され、ついで詳細な坪付が付されたのち、上記の立券経過が記録されている。末尾には、荘官2名（公文僧・惣検校源）・社使1名（櫛谷禰宜秦宿禰）・国使2名（判官代檜前、介小長谷）・官使1名（左史生安部）の計6名が署名し、国使を除く4名は加判をも施している。したがってこの6名が、実際の境界画定（膀示打ち）に立ち会ったことは疑いなく、荘官2名を除く4名がいわゆる立券使であった。上記の足守荘、神野真国荘絵図の場合、院庁を代表する御使が加わっていたが、それはここに見える官使と荘園領主側の社使を兼ねる立場であったものと推される。

元来、「立券」、すなわち「券を立てる」とは、正式に官庁の許可証が交付される事を意味し、立券文はその許可証としての機能をもった¹¹⁾。したがって立券においては国使・官使立ち会いの下で、必要に応じてはさらに隣荘の荘官をも交えて、四至境界が確認されたのであり¹²⁾、膀示は立券使による実検・承認の印でもあった。このように、立券に伴う境界画定は、きわめて

中立的な立場で施行されたものとみなされ、それ故その結果には大きな権威が付与されたのである。

すでに指摘したように¹³⁾、四至は荘園の領域を画する東西南北の境界線であり、これらの四方の境界線が交合する四地点に膀示が打たれた¹⁴⁾。すなわち、現実には複雑な形状をもつ荘園の領域を四方形に見立て、図1のようにその四辺を四至、四頂点を膀示として境域設定したのである。したがって、膀示の地点は、北東の艮・南東の巽・南西の坤・北西の乾となり、これらを以て「本膀示」とするが、さらに境界に紛れがある地点にも漸次「脇膀示」が打たれた。池田荘の場合、立券文には次のような四至膀示がリストアップされている。

四至

限東天竜河 限南塩海并宮崎
限西長田長上両郡境 限北字江墓楊田

膀示

壺所艮富田郷拾染坪勾坂界古河
壺所坤倉所南海際川勾庄巽
壺所乾中村壺坪羽鳥庄与美園御厨界
壺所巽文三嶋南境海際

脇膀示

壺本東天龍川渡中須
壺本北富田一里 坪羽鳥庄境北中心
壺本西池田伍坪繭御厨与川勾庄境
壺本西高木明神本
壺本西高木郷拾染坪島川勾庄境

東西南北の四至は、北を除き、いずれも河、海、郡境など、線ないし面的な標識が設定され、境界線としての機能を果たしている。これに対し、北は「字江墓楊田」と点的な標識が選ばれ、境界線たりえていないが、実際の四至ではこうした地点標識も少なからず認められるところであって、四至設定の不徹底があらわれている。

他方、膀示は、艮・坤・乾・巽の順にそれぞれ詳細な地点が記載されている。争点となった坤膀示も見えるから、ここでは裁許の後に改めて膀示が打たれたことを物語っている。そしてさらに五本の脇膀示が打たれているが、その内

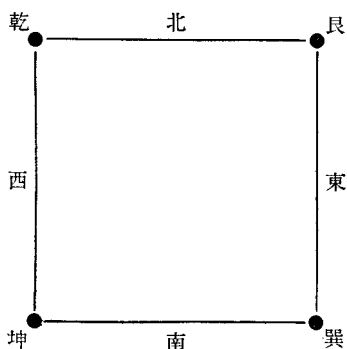


図1 四至膀示設定のモデル

の三本が西にあり、紛争箇所境界画定の入念さが窺われる。また、東の脇勝示は四至の「天龍河」をより限定的に定めるためであろうし、北のそれも地点表示されている四至設定を補う意味があったものと推察される。いずれにしても脇勝示は、四至勝示のみでは紛らわしい廻所に漸次打たれたのであって、必要に応じて何本でも設定されていたことが明らかとなる。

以上、荘園の立券過程と四至勝示の設定に関する概要を整理したわけだが、残念ながら、池田荘の立券に際して、絵図が作成されたかどうかは明らかでない。現存する四至勝示絵図の関連文書中にも立券時の絵図作成を窺わせるものは存在しないから¹⁵⁾、所詮「四至勝示絵図」や「立券絵図」は、現存絵図の存在のみによって立証される絵図類型という他はない。

しかし現存絵図の体裁を重視するならば、この種の絵図は、以上に述べたような立券に伴う境界確定作業の結果を絵図に記録したものと見做され、立券に先行ないし並行して作成されたものと考えられる。そして、足守荘や神野真国荘の絵図の裏書が示すように、絵図にも立券使が署名加判を施し、立券文と同様の権威を付与しているのであって、少なくとも主題となる境界の描出に関する限りは、没主観的な立場で表現されたものと推察される。

以下では、これらの推察を作業仮説として、三葉の絵図の作成過程と表現内容を吟味することにしたい。

Ⅲ. 絵図の吟味

(1) 足守荘絵図

前節に示したように、裏書に立券の年記と荘官・国使・御使の連署加判をもつため、絵図の作成過程は明瞭であり、異論の余地は少ない。既往の諸研究¹⁶⁾においても、開発領主賀陽氏より後白河院に寄進され、院領として立券された嘉応元(1169)年12月の作成になる四至勝示絵図、とする通説が概ね承認されている。

ここで絵図の表現内容を概観しておこう。絵図に描出された図像は、山稜・地貌線(条里地

割状の方格線を含む)、河・池、樹木(遠樹・独立樹)、道、建造物(寺庵・神社・在家)、そして勝示など。他方、文字注記は、①東西南北の方位文字、②大半の寺庵・神社の名称、③「大井川」「半刀池」の河・池の名称、④「穂本山」「水田山」「吉田山」の山嶺の名称、⑤五カ所の勝示銘、となり、図像・注記ともに全体としてベーシックな地誌的情報が卓越している。図像表現では「延壽寺」境内の威容や、いかにも意味ありげな独立樹の風情などに注目されるが、それらも決してベースマップの情報の域をこえるものではない。むしろ、豊富な図像表現に比して、文字による名称付けが簡素であり、絵図の地名表示的機能がさほど大きくないことに留意すべきであろう。

この中にあって、個々に銘を注記された五カ所の勝示は唯一の主題的情報とみなされる。それは文字注記の記載方向にも現われているのであって、図像・文字ともに北を天として統一されている構図のなかで、五カ所の勝示銘および「穂本山」「水田山」のみは、東を天とする記載方向をとっており、他と区別されている。二カ所の山名はともかく勝示銘が敢えて全体の天地と区別されたのは、意味上の重要性を考慮してのことと解されよう。したがって、絵図は足守荘の概要を描出したベースマップ上に五カ所の勝示を表現したものと考えられ、裏書が指し示す作成契機に対応しているとみなされる。

ただし筆者はかつて本絵図が、四至勝示絵図としては些か変則的な表現をもつ点に注目したことがある¹⁷⁾。それは、①絵図が画面一杯に荘域を描ききっているため、他領との境界がむしろ不明瞭となっていること、②勝示は明瞭に記されているものの、四至標識は必ずしも判読できないこと、③これに対し荘域内部の表現が充実していること、の三点が、他の四至勝示絵図と比べて異質であると解したからであった。筆者としても旧説には固執しないが、こうした疑念が正当であるか否か、若干の吟味を加えておきたい。

絵図における四至境表現の不明瞭さは、文書

から足守荘の四至を確認しえないこととも無関係ではありえないし、さらに上記した構図上の特色、すなわち正面観の描出を原則とする中世絵図の表現様式からは逸脱して、ほとんどの図像や文字が北を天とする記載方向に統一されていること¹⁸⁾、にも大いに規定されている。とりわけ後者は重要であって、北と東に展開する山地がパノラマ型のパターンをとらず、東境の山並みなどでは皴法を用いた小さな山稜が南北に重畳と連なるばかりで、連続的な山稜線は立ち現われない。したがって、通常は最も判別しやすい山稜線の境界でさえ、ここでは図上で追跡することが困難となっている。

所詮、絵図は、料紙の四隅に記された膀示によって、画面全体が足守荘の領域であることを指示しているのであり、膀示と膀示を結ぶ四至境についてはほとんど顧慮されていないように思われる。もとより荘境を表現すべき四至膀示絵図において、四至が明確に描出されていないのは些か不備といわねばならないが、視点を変え、四至膀示絵図において最も重視されたのは、立券使によって打たれた膀示の数及びそれらの位置ともみなしうるのであって、少なくともそれらが表現されているならば、四至膀示絵図の機能は充足されたと、と解することも可能である。

なお、絵図に四至標識が一切表現されていないかどうかは、さらに検討を要する問題であろう。足守荘の四至を文書で確認しえない限り、絵図に四至が幾許なりとも表現されている可能性は否定できないのであって、断定は慎まなければならない。私見によれば、膀示銘と同様、東を天として記載された二つの山名には、膀示に準じた境界性が示唆されているように思われる。とすれば、穂本山・水田山は東の四至標識であった可能性も少なくない¹⁹⁾。

このように見るならば、絵図が荘域内部を詳細に描いていることもさほど問題ではなく、上述のようにそれが地図としてベーシックな情報にとどまるかぎり、四至膀示絵図たることと矛盾するわけではない。したがって、本稿では、

変則的な点も多々見られるものの、裏書が指し示すように足守荘絵図は嘉応の立券に際して作成された四至膀示絵図であり、それ自体、四至膀示絵図のひとつの在り方を示すものと解しておきたい。

(2) 神野真国荘絵図

神野真国荘絵図は、三葉の絵図中で最も作成年代の古い絵図と見られる。すなわち、裏書に明記された立券年記は康治2（1143）年5月25日であり、この折の立券文は残存しないが、前年である康治元年12月13日付の立券認可の「鳥羽院庁下文案」²⁰⁾は遺存し、立券の事実を裏付けている。裏書の立券諸使の連署加判からみても、これが四至膀示絵図の様式を備えた絵図であることは疑いない。

なお、服部英雄によると、『高野山文書』所収のこの下文案は偽文書の疑いが濃厚とされ、おそらくは真正な下文案に基づいて一部を改作したものと推定されている²¹⁾。したがって利用にあたっては厳密な史料批判が要求されるが、ここでは、服部の指摘に従って、高野山に対する寄進・貢納に関わる部分を改竄箇所とみなし、その他の記載は原則として正文の趣を伝えるものと想定しておきたい。

したがって、既往の研究においても、概ね康治の立券時の作成とする定説が受容されている²²⁾が、ここでは西境に関する相論の解釈をめぐって、若干の見解の対立が見られる²³⁾。この点に関する吟味は後述することにして、以下、まず絵図の概観から始めることにしよう。

絵図は、黄土の彩色と雄渾なタッチの墨筆を用いた山容表現によって、神野真国荘の領域を簡略に表現している。山地では、全体に山稜線などの景観表現に乏しいが、「尾切峯」や「岫峯」では山麓線が明瞭に表わされ、狹隘部をなす地形が表現されている。絵図の骨格を構成するのは谷であり、紀ノ川支流の貴志川水系に属する神野河、真国河および佐々小河（現、梅本川）が大きく描かれている。このうち、最も小規模な谷である佐々小河にのみ、上流の五本の

支流が描かれているが、これは後述する西境の相論に関連した情報でもあって、一帯に入念な検分が施されたことを物語っている。

これらの河谷には、家屋や水田の図像が描かれ、里の情景を展開する。里には村名が記載され、荘内の構成のあらましを伝えているが、これらはベーシックな情報の域を出ないであろう。また現地と比較して、絵図が平野を広く描いていることは自明であり、これも多くの絵図に共通する特質とみなしてよい。その他、画面のほぼ中央、神野河の河谷に、「十三所神社」と「熊野新宮」の二社が対向して描かれ、荘域の結節中心を表現している。また荘域の西、真国河右岸には数本の独立樹が見えるが、これも西境の相論に関連する図像であって、詳細な文字注記が施されている。

こうした地勢表現をベースに、絵図では荘境に関する様々な情報が記載され、自ずから絵図の主題を構成している。そこに描かれた荘境は、あわせて八カ所の膀示のほか、西境に関する詳細な文字注記もあって、複雑な様相を呈している。まず膀示について検討しよう。図3にみえる八カ所の膀示のうち、Hは「荒川御庄古膀示」であるから、神野真国荘自体の膀示はあわせて七カ所となる。これらの膀示の裏には、それぞれに膀示銘と荘官・国使・御使の連署加判が施され、立券使の認可を経た膀示はこれら七カ所であったことが証されている²⁴⁾。なお裏書には、これら七カ所の他、西膀示と巽膀示の間のもう一カ所に連署加判が施されている。ここには膀示銘に類する記載がないが、その地点は「野上御荘云、神野膀示所之木、但、当時無銘」と注記された独立樹図像の裏にあたっており、注記から判断して、この木にも膀示に準ずる機能が認定されたものと推定される。(なおこの連署は他のそれと比べ些か小振りで、別筆の可能性も想定される。)したがって絵図は、これら八カ所が立券に際して設定・認可された膀示であったことを証明しているのである。

なお、その銘と位置から判断して、A艮膀示・D辰巳膀示・G乾膀示の三者が本膀示に、残

るB加天婆横峯猿首膀示・C東境岫峯膀示・E南境膀示・F西膀示が脇膀示に相当することは云う迄もない。既に注目されてきたように、本膀示のうち坤膀示が欠落することや多数の脇膀示が存することなど、一般的な膀示の設定に比して変則的な点も少なくない。そこでこれを同荘の四至と対照し、四至と膀示の対応関係を考慮しつつ、如何なる地点に膀示が設定されたのかを吟味しておこう。

件の院庁下文案によると、同荘の領域は「神野真国山地貳箇處」と称され、四至も神野、真国に分けて次のように付されている。

壹處神野

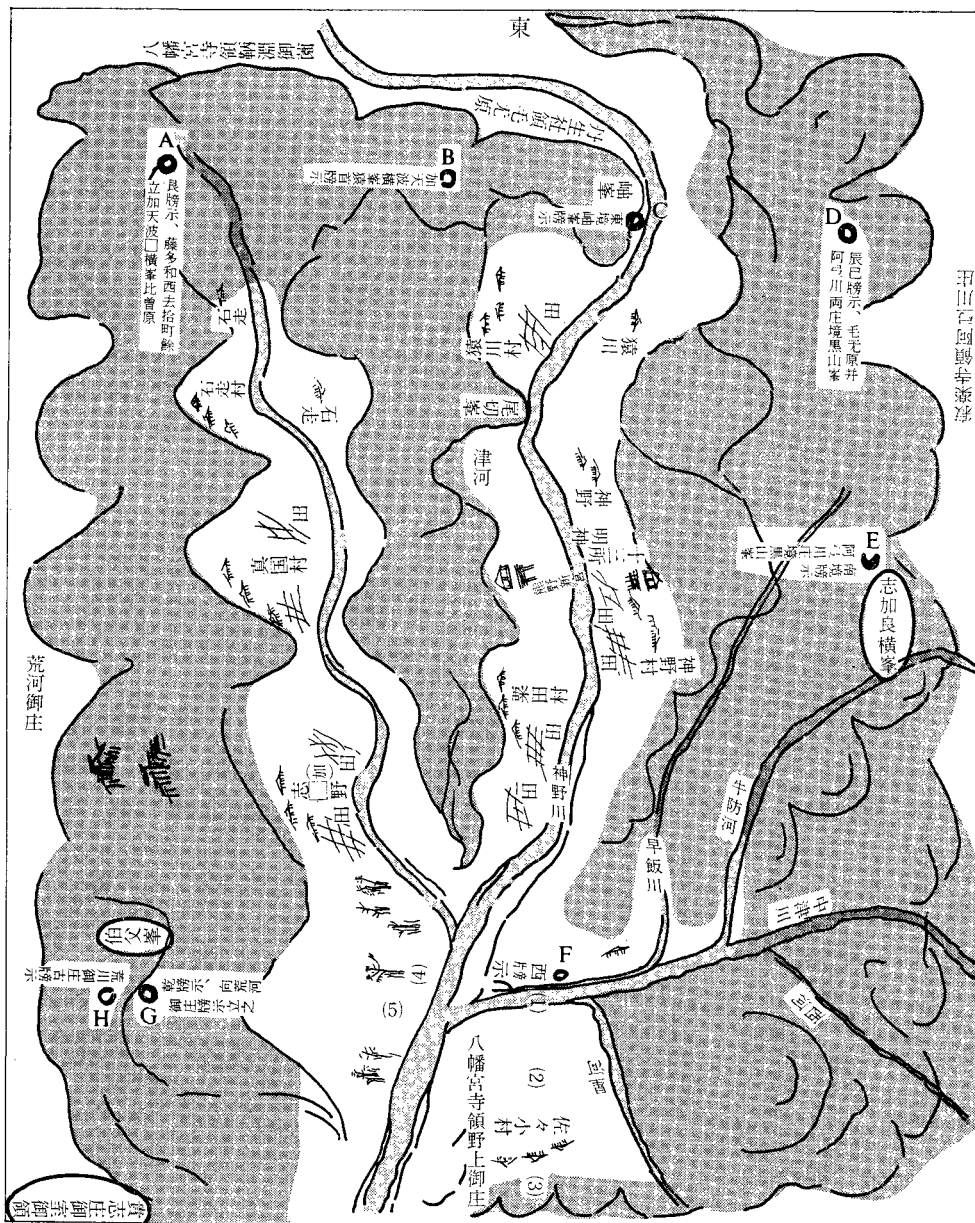
四至 東限岫峯 南限志賀良横峯
西限佐々少河西峯 北限津河北峯

壹處真國

四至 東限加天婆永峯 南限津河北峯
西限伯父峯 北限高峯

このうち神野の北境と真国の南境は共に「津河北峯」であるから、両處の接続関係は明瞭であり、これを一括して立券言上したのである。いまこの四至と絵図の膀示の位置を模式的に示すと、図4のようになり、確かに本膀示三カ所は神野・真国を一括した領域の四隅に設定されている。また東境の二本の脇膀示は、Bが真国四至の東境に、Cが神野四至の東境にそれぞれ対応しており、四至に対する関心が強い。これは神野・真国の四至中で東境の標識が異なっているため、それぞれの四至標識毎に脇膀示を打って、四至との対応関係を明示しようとしたものと推測される。またE南膀示は「黒山峯」²⁵⁾とあり、四至の「志賀良横峯」とは表現を異にしているが、巽膀示から連続する山稜線であるから、四至南境の山稜そのものとみなされる。したがって、南膀示も四至に則して設定されたものとみなすことが可能であろう。

これに対し、西膀示については、些か事情が異なっている。既に注目されてきたように、この西境をめぐる野上荘との相論があり、その詳細は絵図中にも細かに記載されているのである。すなわち絵図が示す西境は佐々小河東岸のF西膀示であり、さらにこの北方、神野河北岸



- (1) 五川混一流、其末云佐々小河
源有五名、自其
流合下佐々小河一名也、
- (2) 野上御庄延久四年官符云、東
限佐々小河、
- (3) 神野御庄申往古榜示所佐々小
河西峯
- (4) 木与佐々小河流合東西間老町餘、
- (5) 野上御庄云、神野榜示所之木、
但、當時無銘、

図3 紀伊国神野真国莊絵図（トレース図版、A～Hは榜示、楕円囲みの地名は明らかな後筆）

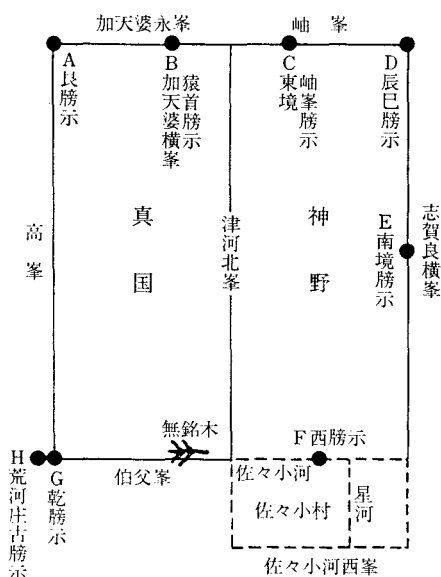


図4 神野真国庄の四至と勝示

にも上記の勝示木があって、乾勝示との間を中継している。またこの境界を越えて西方の佐々小村付近には「八幡宮寺領野上御荘」の注記も付され、境界の所在を明示している。

しかし、これが院庁下文案に見える神野の四至西境と一致しないことは絵図に見える通りであって、この不一致を説明するかのようになり、絵図の西端の一帯には様々な文字注記が施されている。すなわち、これら認定された境界とは別に、「神野御庄申往古勝示所佐々小河西峯」や「野上御荘延久四年官符云、東限佐々小河」²⁶⁾の注記が該当箇所に並記されており、さらに関連する情報として、佐々小河の名称や件の神野勝示木の位置などに関する詳しい注解が書き込まれているのである。佐々小河にせよ、勝示木にせよ、関連情報はいずれも野上荘の主張するところであり、結果的に西勝示は野上荘の主張通りに設定されていることが判明する。しかし、注記の表現自体は、いずれの主張にも与すること無く、ひとまず両荘の主張を客観的に対比させたものといえるだろう。

したがって絵図は、立券使によって画定された境界だけでなく、野上荘との相論における両

者の主張をも併せて表現していることになる。念のために付言しておきたいが、絵図には後筆とおぼしき文字群が含まれ、絵図が一旦完成された後に加筆されたことが明らかである。それは図3に示す3カ所の文字であって、いずれも四至に関連する地名を示したものであることに注目される。しかし西境に関する文字注記を後筆とみなすことは困難であって、それらは絵図作成の当初から描き込まれていたとみなさなければならない。

したがって、これらの相論の争点が絵図に記載されたのは、立券に際して絵図の西勝示が既定の境界ではなかったことによるものと考えられる。換言すれば、野上荘との相論は、立券および絵図作成と並行していたのであって、前節の遠江国池田荘の事例と同様、立券に伴う境界画定のなかで発生した相論と見るのが妥当であろう。隣接する野上荘と神野の四至が相互に矛盾している限り、神野側の立券に際して矛盾を解消するための方途がとられたのは当然であり、このための事情調査もまた立券使に課された職務であった。上記した坤勝示の欠落もおそらくこれに関連するものであって²⁷⁾、立券使は問題となる神野西境に関連する坤勝示を保留し、ひとまず野上荘・神野双方の主張を記録・検討したものと推察される。

些か迂遠な考証となったが、この野上荘と神野真国荘の相論については、「高野山文書」所収の保元2(1156)年5月28日付「官宣旨案」²⁸⁾に、康治の立券に関連して「而依石清水宮領野上庄相論、以彼廻依為境、可除佐々小河村之旨、同彼載庁御下文畢」と見え、立券に際して相論があったことが示唆されていたのである。ただし、この文書もまた偽文書の可能性が指摘されており²⁹⁾、ここでは傍証として示すに留めたい。私見では、この部分は信頼に値するものと考えられ、相論の裁定は院庁に委ねられたことが判明するように思われる。

以上の考証をふまえて再び絵図に戻ると、絵図における西勝示の墨点が、他の勝示に比べてやや小さく、窮屈な描きぶりを示していること

に注目される。周囲に多くの情報が集中していることも無視しえないが、ここでは西膀示が、他の文字注記が書き記された後に、最終的に描かれた可能性を指摘しておきたい。これによるならば、絵図は西境の裁定に先立って、既に打たれた膀示を描き、また西境に関しては双方の主張を並記する形で作成されたのち、西境の裁定によって決定された西膀示を描くことによって、絵図が最終的に完成した、と解することになる。あるいは、絵図を参照しつつ西境が議されたかもしれない。

しかし、最終的に絵図に表示された膀示の配列は概ね四方形を呈し、四至膀示モデルに則した領域表現となっている。もし、こうした構図が予定的であったとするならば、西境画定の後に絵図が作成されたことになる。西膀示の設定と絵図作成との先後関係については、当面本稿では結論を保留することにした。しかし、以上の吟味を通じて、絵図が、裏書に明記された

康治の立券に際して、確定された荘境と膀示を記録するために作成された「四至膀示絵図」とみて、何ら矛盾が生じないことを確認しえたと思われる。立券に伴う境相論が絵図に表現されていることは興味深いが、双方の主張を並記する第三者的立場は、後の境相論における主張に充ちた相論絵図には見出だせぬものであって、むしろ「官使注進絵図」³⁰⁾に連なる特性であるように思われる。

(3) 紀伊国杵田荘絵図

以上の二葉の絵図は、内容はともかく、裏書の連署加判によって立券との関連が保証され、作成経緯をめぐる解釈の余地も限定されていた。しかし、杵田荘絵図の場合はそうした裏書がなく、さらに立券文などの関連史料も乏しいため、これを四至膀示絵図とみなすことの妥当性も含めて、絵図作成過程には検討の余地が少なからず残されている。従来この問題に関しては、

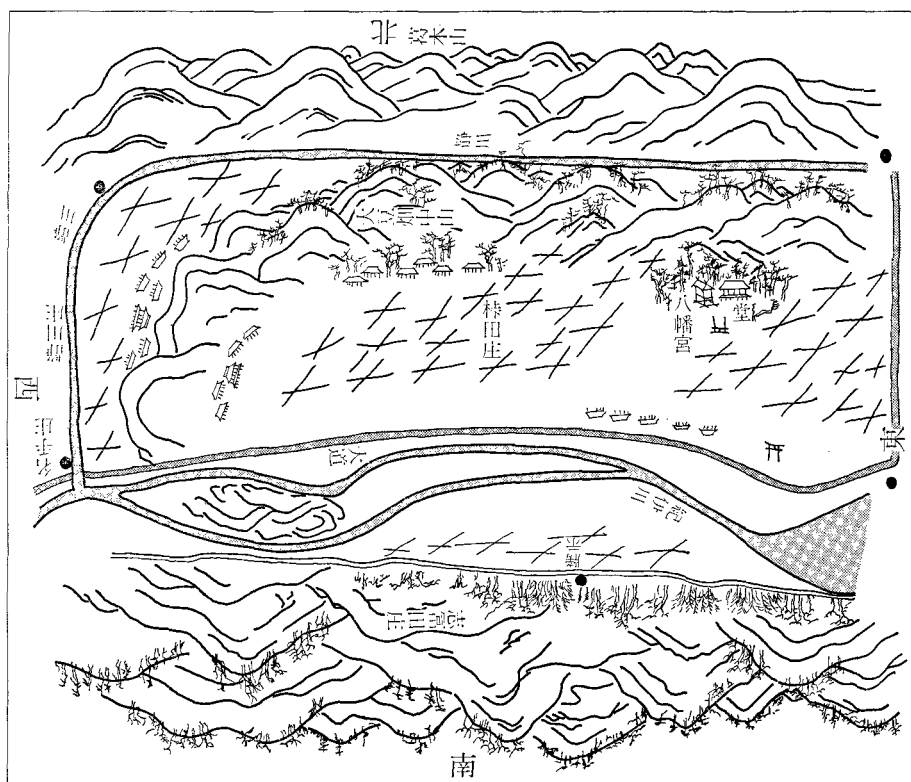


図5 紀伊国杵田荘絵図（トレース図版）

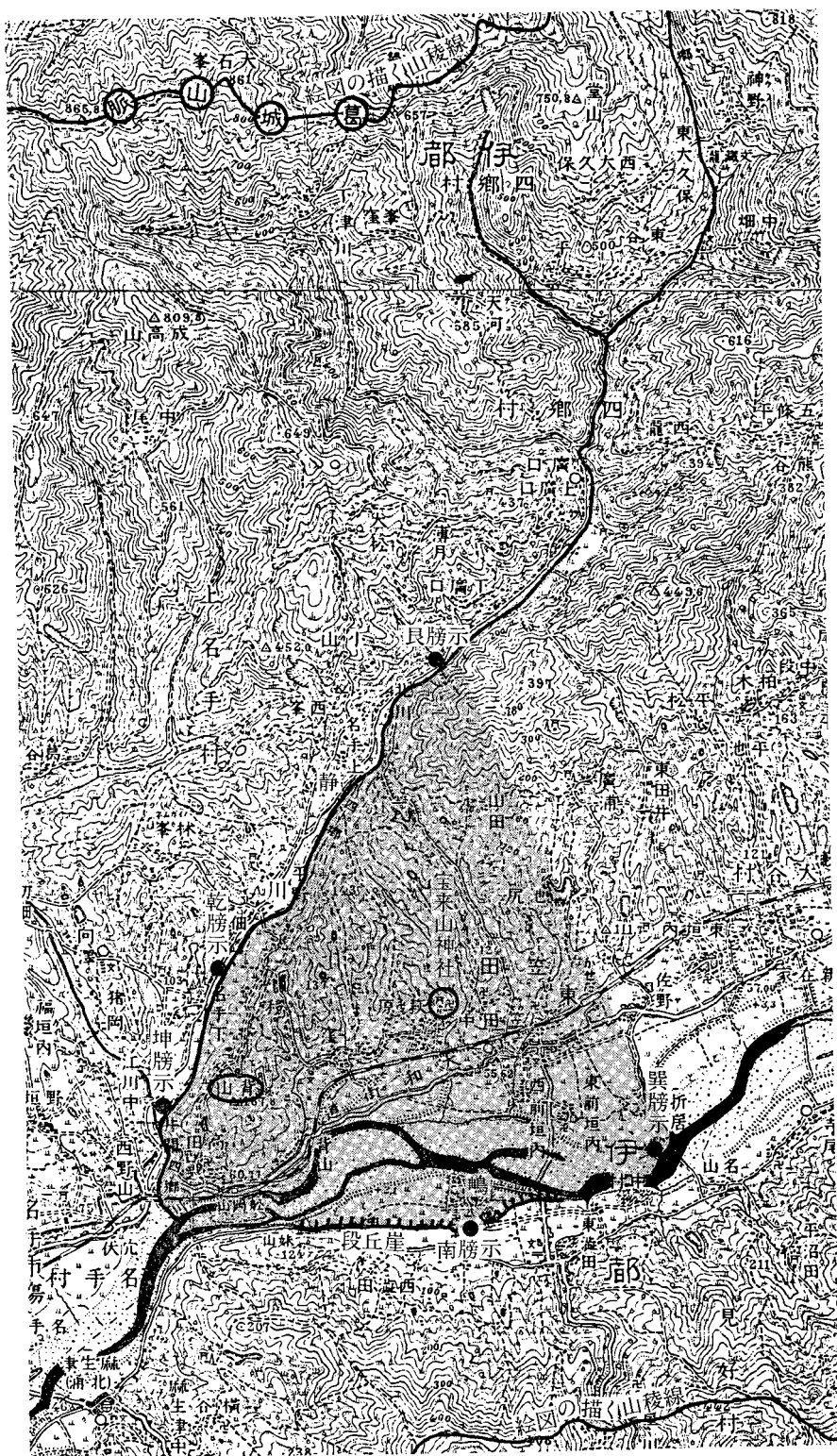


図6 柿田荘絵図の現地比定（原図は5万分の1地形図「粉河」）

鈴木茂男³¹⁾、小山靖憲³²⁾、木村茂光³³⁾によって一連の考証が加えられ、絵図読解のための基本的な論点が掘り起こされてきたが、それぞれが示された理解は決して一様ではなく、細部にわたって少なからぬ異同が認められる。些か煩雑の弊なしとしないが、以下、必要の限りにおいてこれらの絵図作成過程に関する諸説を吟味しておきたい。

絵図の作成契機に関する見解では、元暦元（1184）年神護寺領の立券時とする鈴木・小山説を定説とするが、最近の木村説ではこれを長寛2（1164）年蓮華王院領の立券時に求めている。時期こそ違え、いずれも立券時に作成された絵図とみなす点においては共通しており、論旨の基盤はさほど異ならない。すなわち、考証の立脚点は、絵図に表現された南境が四至の定めるそれと対応しないこと、そして、その境をめぐる南接する志富田荘と紛争があったこと、等の知見におかれ、諸説は、これらを如何に整合的に解釈するか、に腐心してきたように思われる。

その結果、いずれの所説においても、絵図をひとまず四至膀示絵図と規定しながら、更にそこに相論絵図的な文脈を読み取ろうとする傾向が現われている点に留意せねばならない。小山は絵図が四至膀示絵図として作成されたものの、南境の表現に柿田荘の恣意が認められたため、立券使の認可を請けることができず、そのため裏書に署名加判が施されなかったと推定されている。また、木村は絵図の南膀示を後筆とみなし、元来の絵図は正式の四至膀示絵図と解されているようであるが、それでも絵図には随所に柿田荘の意図が込められていると解釈し、足守・神野真国をも含めて四至膀示絵図が相論絵図的な要素をも含み込んで作成されたと論じている⁴⁴⁾。

したがって、小山説では、神護寺蔵絵図は正式な四至膀示絵図でないことになるし、木村説では、四至膀示絵図と相論絵図とが相互に矛盾しない概念として規定されることになる。木村説の場合、南膀示を後筆とみなしたのは事実誤

認であって、立論の基礎が揺らいでいるが、こうした概念規定に関しても、本稿の作業仮説と大きく対立するところである。木村は相論絵図の概念を明確にしていないが、紛争のある境界を精密に描くことと、相論に際して自らの主張を描くこととは、明確に区別されなければならぬまい。

更に吟味を要するのは、絵図の読解そのものに関する問題である。これらの諸説では、単に現実的な南境の設定だけでなく、絵図の構図までもが柿田荘の主張として解釈されているのであって、たとえば絵図が西に偏った構図をとり、荘域東部をほとんど描いていないことなども、南境を強調するための意図的表現とみなすのが鈴木以来の「定説」となっている。私見によればこれなどは如何にも短絡的な解釈であって、西に偏った構図と南境の強調はあくまで別個の問題である。総じて、これら既往の見解は南境の相論を重視するあまり、絵図全体の表現構造の吟味が不十分となったように思われてならない。

前置きが長くなったが、以下では読解の立脚点に立ちかえて、絵図の作成契機や表現内容を吟味することにしたい。

まず絵図の概観から始めよう。絵図は北辺に横たわる「葛木山」の峯を天とし、画面の上下を枠付ける対向型の山地に挟まれて、「紀伊川」（紀ノ川）の河谷が左右に長く展開されている。紀伊川と葛木山の間には「大豆畑中山」の丘陵がパノラマ型に描かれ、その内側に柿田荘の主要部が位置している。他方丘陵の外側をとりまいて支流「静川」が流下し、絵図西端で「紀伊川」に合流している。総体に、枯れた筆致の情趣に富んだ山水表現が現地の地形（図6参照）をよく再現しており、臨場感を醸し出している。その中にあって、静川のL字型の流路や紀伊川東端のラッパ状の拡がりなどは些か不自然であり、検討の余地を残している。

こうした地形表現をベースとして、集落や社寺・鳥居、耕地、大道等の景観要素が描かれ、更に樹木図像が景観に彩りを添えている。絵図ではとりわけ樹木図像が効果的に用いられてお

り、絵師の技量の程を物語っている。集落（背山麓の二集落を除き）や社寺に随伴する樹木は、木立に囲まれた里の風情を醸し出しているが、注視すれば社寺に随伴する樹木図像は一層細かに描き分けられ、マツやスギ類などを識別することもできる。また紀伊川南岸に描かれた樹木列は、現地の地形から判断して、段丘崖を表現していることが自明であり、雑木と藪の入り交じる描写がリアルである。さらに、山容における遠樹表現では、「樹木のある山」／「樹木のない山」の描き分けが認められ、空間的なパースペクティブの観点から、近山／遠山と解釈するように思われる。

このように、絵図は杵田荘とその近傍の景観を簡素に描出したものと解されるが、そのなかにあって、ここでも膀示を示す五つの墨点が大きく描かれ、絵図の主題的文脈を構成している。これによると、荘域は画面中央に長く横たわって定位され、描出された範囲は、南北の山地を除いて、すべて荘域内に属することが判明する。換言すれば、描かれた景観のうち南北の山地のみは荘域外ということになるが、現地の地形と対照すれば、荘域と南北の山地との間には空間的な省略が認められ、地図空間の非連続は明白である。したがって、これらの荘域外の山地は風景として表現されているにすぎず、その限りにおいては決して外的世界ではない。それは、現実的な領有関係とは別に、景観的には「荘域を縁取る風景」として荘域に属していたのであって、絵図は、こうした景観によって文節化された杵田荘のミクロコスモスを全体として表現したのである。

しかし、ここでは現実的な領有関係に眼を向けねばならない。本絵図では五つの膀示に銘が記載されておらず、この点においても他の二葉と相違しているが、その配列から、これらが四つの本膀示と一つの脇膀示に相当することは自明であろう。このうち南の脇膀示にのみ「膀示」との注記が付されており、従来は南境を強調するためと解されてきたが、ここではよりシンプルに、変則的な脇膀示ゆえ特に注意を喚起する

ために加えられた注記と解しておきたい。それは、他の本膀示が余りに整然と配列されており、これらのみで境界設定が完結しているかのような印象を与えかねないからである。

すなわち四つの本膀示を結ぶ荘域は長方形を呈しており、東は大道から連続する道路が、北および西は静川が、それぞれ膀示を結ぶ境界線となっている。したがって、問題の南境を除くと、境界の在り方は至って明瞭であり、四至膀示の空間モデルがそのまま絵図に再現されているのである³⁵⁾。それは、絵図の現地比定結果と対照させることによって、一層鮮明に把握される。絵図の膀示は概ね図6のように比定される³⁶⁾が、これによると荘域は概ね三角形の形状を呈し、絵図に見る印象とは大きく異なっている。最も大きく歪んでいるのは北西部であり、現実の静川は北東から南西へほぼ直線状の流路を刻んでいるのに対し、絵図ではこれを大きく屈曲させ、四方形の二辺をなすように描いているのである。これが乾膀示の配置と無関係でないことは自明であろう³⁷⁾。したがって、絵図は現実の杵田荘の形状を変換し、四至膀示の空間モデルに則して境界を模式的に表現したのである。

これに対し、問題の南境がこうしたモデルから些か逸脱しているのは事実である。異膀示と坤膀示を結ぶ線は大道ないし紀伊川となるが、これらのさらに南に脇膀示が打たれ、実際の境界の所在を示している。この脇膀示の傍らを上述の樹木列＝段丘崖が真直ぐに走っているから、脇膀示はこの段丘崖下に打たれたものと見られ、南の境界線が大道でも紀伊川でもなく、段丘崖であったことを確認し得るのである。

ところで杵田荘の立券時に確定された四至と膀示は、延徳3（1491）年3月 日の年記をもつ「杵田荘四至膀示注文」（史料1）に見ることができる。これは、在地の鎮守宝来山神社（絵図の「八幡宮」）に、絵図の写本と共に伝存されたものであり、当時在地支配を維持していた神護寺が、在地の求めに応じて、経蔵に保管されていた寿永2年10月18日付の「庁御下文」と元暦元年8月16日付の「立券」に見える杵田

神護寺領紀伊国持田庄 後白河院御寄附 在管伊都郡 勝示五箇所	限東下居 限西世山河前 限南大河 限北四津谷葛木峯	延徳三年三月 日
一所巽下居大垣内西鼻重房作畠		
一所南紀伊河南岸栢木本波田庄堺		
一所坤静河庄名手庄堺		
一所乾静河西岸安德法師作田堺		
一所良静河庄高野本庄堺大松東小谷口友国作		
当寺経蔵所納之御下文年号	元暦二年 十月十八日	同立券 元暦元年 八月十六日
四至勝示書出之畢	年預多聞院	両卷之内
法印権大僧都(花押)		

史料 1

庄の四至勝示を書き出したものとされ、「年預多聞院法印権大僧都」が花押を加えている。したがって、ここに記された四至・勝示は神護寺領の立券時のものということになる。3世紀余り後の二次史料であり、従来偽文書と疑うむきもあったが³⁸⁾、院庁下文の日付は元暦2年「僧文覚起請文」³⁹⁾と一致しており、一定の信憑性を備えている。小山靖憲の詳細な考証によると、絵図写本・「注文」はいずれも延徳年間の静川荘との用水・境相論時に作成されたものと見られ、書き出された四至・勝示はいずれも平安末期の記載とみて矛盾ないと判断されている⁴⁰⁾。

これによると、絵図の勝示が元暦の立券文のそれと一致するばかりでなく、絵図中の様々な表現が四至や勝示をふまえたものであることが明らかとなる。概して文字情報が極度に乏しい絵図であるが、有数の文字注記の多くは立券文の四至・勝示に関連する地名であって、立券文と絵図との対応関係を明示する意図が窺われる。いま文字注記の記載方向をみると、北には西向きの「葛木山」「静川」「大豆畑中山」が、西には南向きの「静川」「静川庄」「名手庄」が、ま

た南には東向きの「大道」「紀伊川」「志富田荘」が、それぞれセットをなしていることに注目される。これらは概ね境界を意識した表現と見られ、「大豆畑中山」と「大道」以外は、いずれも各方位の四至ないし勝示に登場する地名である。また「大豆畑中山」と「大道」にも間接的に四至勝示の位置を説明する意味が判読されるのであって、前者の場合は件の丘陵と四至の「葛木峯」との混同を避けるため、あえて「葛木山」と対置して注記を施したものと推定される。後者は巽・坤勝示との相対的な位置関係を表現するためであろう。

しかしながら、絵図には東の境界に関する文字注記が一切記載されていない。既に大方の論者が指摘してきたように、絵図は全体に大きく西に偏った構図をとり、「八幡宮」以東をほとんど描いていないのであるが、絵図の主題と思しき境界に関してもそれは同様であって、東境に関する情報はきわめて少ない。しかも、絵図は東の境界線に大道と連続する道路を描いているが、それは四至や勝示の定める境界と対応せず、むしろ誤謬に近い表現となっている⁴¹⁾のである。

これは四至勝示絵図としては大きな不備というべきであるが、それが意図された表現であったかどうかは、絵図全体の構図の問題とあわせて検討すべきであろう。既往の解釈では、南境を詳しく描くためとされてきたが、これは決してプロポーションの問題ではありえない。南境の強調のために東部を圧縮したとしても、少なくとも境界に関しては具象的に表現しえたはずであるから、東境が表現されなかった（或いは臨場感を欠き概念的な表現に終始している）理由はさらに説明されねばならない。絵図では、境界にせよ景観にせよ「八幡宮」以東には一切の情報が絶対的に欠落しているのであって、それは東自体の問題として説明されねばならない。

筆者は先に、これを描き手側の知識・情報の有無から解釈を試みたことがある⁴²⁾。絵図に漂う臨場感は、絵師が実際に現地に向下したことを示唆し、西端から「八幡宮」にかけての精細

な表現は、絵師がその間を実検したことを物語る。したがって、描かれなかった東部の空白は、逆に絵師がそこを実検していないことに由来すると考えられる。そこで、旧稿では、絵図の作成にあたって現地に招かれ、紀ノ川の下流部から東進して現地（「八幡宮」）に至った絵師が、この道中における景観観察に基づいて絵図をまとめた、と想定したのである。些か想像に走りすぎたきらいはあるものの、旧説は解釈の方向として間違っていないと考える。

いずれにしても、絵図の境界表現では東境に問題が残ることは明白である。これに比べると従来疑問とされてきた南境の表現は、「延徳注文」と完全に対応しており、「延徳注文」の記載ともども矛盾するところは見られないと考えられる。以下、この南境の問題について吟味しておこう。

荘域南境に関する「注文」の四至と勝示の内容の不一致の問題について、従来より問題視されてきたのは、四至が南境を「大河」＝紀ノ川とするのに対し、南勝示は「紀伊河南岸」に打たれ、対岸までも荘域に取り込んでいることであった。絵図でも南勝示は確かに紀伊河の南の段丘崖に設定され、若干の耕地を杵田荘域に取り込んでいる。この耕地は、神護寺領立券直後の文治元（1185）年の検注帳⁴³⁾に「川南」として帳付された分に相当するとみられるから、実際に神護寺が領有し、開発が進行していたことを確認することができる。

しかし、問題は「紀伊河南岸」という表現の意味するところである。同じ表現は「注文」の乾勝示銘に「静河西岸」と出現しており、同様の事態を指示している公算が高い。絵図を見ると、乾勝示は確かに静川の西岸、すなわち杵田側から見て対岸に打たれており、その位置は文字通り静川の川床の西（北）「岸」であった。それは川床面全体が杵田荘に属することを意味し、そのため、後に杵田荘と静河荘は激しい相論を展開することになったのである。

ここから類推して、南勝示の「紀伊河南岸」もまた川床面の所属関係の表現であったと考え

られる。水田義一の地形分類によれば⁴⁴⁾、南勝示の位置する段丘崖以北は紀ノ川河床面に接続する「氾濫原」とされ、現在でこそ築堤によって隔てられているが、かつては河床面の一部を構成する地形面であった。付近は遅くまで水田が造成されなかったが、これも砂礫の卓越する土壌条件に由来するものと思われる。したがって、南勝示の位置する段丘崖を当時の河床と平野を分かち境界線とみなすことも可能であって、その限りにおいて南勝示の「紀伊河南岸」と四至の「大河」とは決して矛盾するものではなかったことを確認しておきたい⁴⁵⁾。

付言しておくならば、前節の池田荘の事例においても、四至の「限東天龍河」には勝勝示が打たれており、その位置は「天龍河渡中須」であった。平安末にもなると、河川を境界とする場合、その河床面のどこを境とするかについて細かい規定が要求されるようになっている。池田荘の場合は中須であるから、河床面の中間に境界が定められたのであり、これが最も一般的であったと推察される。しかし杵田荘の場合は、静河、紀伊川ともに河床面全体の領有が認められているのであって、こうした境界設定の実現は、周辺諸荘園に対して杵田荘が殊更優遇されていたことを物語っている。

長寛2（1164）年の「太政官牒案」⁴⁶⁾に見える志富田荘との境界紛争の顛末にも、こうした事情が窺われる。平安末の杵田荘の実状を示す唯一の文書として、従来注目を集めてきた史料であるが、これについても偽文書の可能性が木村によって指摘されており⁴⁷⁾、その内容を全面的に信託することはできない。ここに記された境界紛争の詳細については木村の紹介⁴⁸⁾にゆずることにして、当面関連する点のみを摘記すると、久安2（1146）年志富田荘の立券時に公認された「北限大河古流」を越えて「古河以南嶋島」を杵田荘が領有しているため、志富田荘はその「嶋島」の領有を放棄し、四至を「北限大河当時流北際岸」に変更する、というのである。

これによるならば紀ノ川河床には北に古流、南に当時流があり、その間に問題の嶋島が所在

することになる。つまり嶋島については領有を放棄したものの、紀ノ川の河床のうち当時流以南の部分については志富田荘内であることを、高野山側は主張しているわけである。当時流を復元することはできないが、ここで志富田荘が領有を主張したなかに、後に神護寺領栢田荘内となっている嶋村が含まれることは疑いない⁴⁹⁾。従来ともすれば、志富田荘の嶋島領有放棄に目を奪われがちであったが、この官牒案の背景には嶋村の領有をめぐる両荘の対立があったことを見過ごすわけにはゆかない。

こうした対立が、河道の安定に伴う河床面の開発の進行に発端することは論を待たぬ所であって、私見によれば、「太政官牒案」は、紀ノ川河床面全体を領有する栢田荘に対して、その一部（嶋村）奪還を企てた高野山・志富田荘が作成した偽文書とも解される。一旦領有放棄と見せかけながら、消極的に嶋村地区の領有を主張する辺りに、作為の痕が窺われるからである。しかしこれを為文書とせずとも結果は同じであり、長寛頃の境界が「当時流北際岸」であったとしても、神護寺領立券時に栢田荘の河床面領有が認可され、絵図通りに南勝示が設定されたとして、何ら矛盾はあるまい。

些か煩雑な考証に終始したが、要は、河床面の領有をめぐる紛争の結果、少なくとも神護寺領立券時には栢田荘の主張が容れられ、立券使によって南勝示が設定されたことである。「延徳注文」の記載はこの神護寺立券時の四至勝示をほぼ忠実に伝えるものと見られ、絵図においてもこれが忠実に表現されているのである。

従来、絵図には栢田荘の主張が色濃く反映されていると解されてきた。紛争の結果自体が栢田荘の勝訴となったのであるから、確定された境界が栢田荘の主張と一致することは自明であって、これを殊更栢田荘の主張とみなす必要はあるまい。すでに西に偏った構図が南境と無関係であることを指摘したが、南境の表現には果たして栢田荘の主張が認められるだろうか。

絵図では、段丘崖の樹木列の下に薄い墨線が真直ぐに施されており、西は舟岡山に至り、東

は上述のラップ状に拡げられた河道に至っている。これは現実の段丘崖の走行を正しく表現するものであって、実際に嶋村地区の両端で段丘崖は河道に合している。ラップ状に拡げられた河道は、北において巽勝示がこれに接し、南において段丘崖がこれに合流することを共に表現するための、便宜的な手段であったと解されよう。しかし、絵図は段丘崖を河道とはっきり区別して表現し、殊更嶋村地区を河床めかして表現してはいない。絵図は当時の実状を客観的に示したのであり、そこに栢田荘側の論理や主張が反映されているとは云えないように思われる。

したがって、この絵図はひとまず神護寺立券時に作成された四至勝示絵図とみなしてよく、裏書に立券使の連署加判がないこと、絵図に勝示銘が記載されていないこと等から見て、立券からさほど隔たらない時期に作成された写本と解される。その表現内容は、画定された境界を全体として模式的に表現し、必要な箇所には四至勝示との対応関係を図解したものであって、殊更栢田荘の主観は認められず、四至勝示絵図に相応しい客観性をもっている。ただし荘域東部については何らかの事情で描かれぬままにおわり、荘域西部の景観表現を以て全域のそれに代えられている。このため東境の表現には一部誤謬も認められるが、四至勝示の模式的表現によって、その欠陥が補われているのである。

なお、立券使が絵図を正式の四至勝示絵図と認可しなかったため、立券使の連署加判が施されなかった、とする小山説⁵⁰⁾も、この点に関して魅力的な推定である。南境のデフォルメが原因であったとは云えないが、立券使が絵図を認可しなかったとすれば、それは東境の表現に関する欠陥が原因となったであろう。

煩雑な考証に終始したが、以上で各絵図の吟味を描きたい。これらの吟味を通じて、四至勝示絵図の基本的な性格のいくつかが明らかになったと思われる。いまこれらをまとめると、

1. 立券に伴う荘境画定を記録表現するという

目的が、他のいずれの目的よりも優先されていること。

2. その際、膀示の数や位置が重視され、四至への顧慮は絵図によって一様でないこと。
 3. 立券使を作成主体とする絵図であり、それに相応しい中立的な立場が認められること。
 4. ベースマップの構成は一定でないが、景観表現の多寡に拘らず、荘内の地名を表示する機能は重視されていないこと。
- 等を確認しえたと考える。

したがって、これらの絵図は境界表現それ自体を主題とするのであって、そこには、これらの絵図を共有し、四至膀示による境界設定を制度的に受容していた社会の空間認識が、明示的に表現されているはずである。これらの絵図から空間認識を考察することの方法的な正当性が、ここに再確認されたと考えられるのである。

IV. 境界設定システムとしての四至膀示

——むすびに代えて——

以上の吟味によって、一応所期の話題の一つは果たしえたと考える。既に多くの紙数を費やすこととなったが、以下では、さらに考察を進めて、これらの絵図に表現された境界像、すなわち四至膀示という境界設定システムの特徴を総括しておきたい。そして、それを通じて、第二の、より本質的な問題にアプローチするための今後の課題を展望し、以て本稿のむすびに代えたいと思う。

さて、四至膀示システムの特徴を考察するにあたり、柿田荘絵図にみられるあの四方形の構図をひとつの理念型とみなしうることに、前節の吟味によって明らかとなった。それは荘境を描くことそれ自体を目的として設定された構図であり、それゆえそこには四至膀示という境界設定システムの特徴が集約的に表現されているのである。

既に冒頭に指摘したように、四至・膀示はこの四方形の構図においてそれぞれ辺と頂点を構成している。このことは早く西岡虎之助によっても明確に規定されているが⁵¹⁾、上述の諸事

例においても散見されたように、四至規定にとすれば不徹底が存するため、四至と膀示を同列に見做す類の誤解が生じている。すなわち、立券文における、東・西・南・北の四至、艮・巽・坤・乾の膀示を並列した記載は、合わせて八方位による境界表示とも解され、あたかも両者が対等な関係を保っているように理解されることも少なくない⁵²⁾。

しかし四方形の構図は、この見方が全く成立しないことを明示しているのもであって、この八方位は中心から放射する方位軸として設定されているのではない。むしろ領域を外側から限界付ける景観の構造に則して設定されたものである。すなわち領域の限界は東・西・南・北に四分類され、それぞれに対応する景観によって四至が定められている。したがって、東・西・南・北の方位はいずれもゾーンを為し、四至はそれぞれ長さをもった境界線として立ち現れるのである。こうした空間の四分類は、人間の身体における前後左右に対応するものであって、四至の空間把握が本源的であることを示唆している。

こうした空間分類のなかで、隣接する二つの方位の接点をなすのが膀示であった。したがって四つの膀示は、方位を結合・分離する両義性をもった特異点であり、どちらの方位にも属さない固有の位置を占める点となるのである。膀示が敢えて東・西・南・北の概念を用いずに、易の「四隅」に対応する艮・巽・坤・乾の呼称を用いたのは、この四つの点が空間上に占める特殊な位置に由来しているように思われる。付言するならば、家屋や宅地における「鬼門」なども、これらの「四隅」にかかわる民間信仰であって、「四隅」に固有の意味付けが行なわれた事実を示している。このように、「四隅」は東西南北とは区別される別次元の空間軸を形成するが、実際上の空間把握においては、基本的に東西南北の四分類に包摂されており、その一環を為すものであったと考えられる。

四至膀示という境界設定システムは、こうした空間把握を背景として成立している。たとえ

ば柿田荘の場合、四至に「限南大河」と定められているが、南勝示までを含む大河の河床自体は、柿田荘域を越えて長く東西に横たわっている。この四至南限である河床の東端と西端を区切るのが勝示であり、実際に巽・坤勝示は、大河北岸ではあるが、その東・西限の地点に打たれている。換言すれば、勝示の設定とは、景観によって形作られる長く延びた境界線を、両端で区切って線分とし、それを四方形の辺として再画定することであった。

なお、ここでさらに注目されるのは、柿田荘の四至のうち東と西のそれが、実は巽・坤勝示の位置と一致することであり、東の「下居」は巽勝示の位置する河岸の集落名（地名）であるし、西の「世山河前」も、「背山の地点、川の前」前方」と解され、坤勝示に対応するのである。したがって、ここでは四至自体が既に勝示的発想をもっていることになり、些か異例な形態となっている。柿田荘の場合、北・西にかけては静川が明確な境界をなしているため、大河と併せ、南・北を基軸として四至が設定されたことを窺わせる⁵³⁾。しかし西はともかく、東の境界線は不分明となっているのであって、絵図が東に多く描かなかったのは、こうした四至自体の不備とも関連するのかもしれない。

しかし、いずれにしても、四つの本勝示が艮・巽・坤・乾に打たれたことの意味は以上の通りであって、勝示は四至の存在を前提としていたのである。他方、脇勝示は、既に指摘したように、四至規定を一層詳細かつ厳密に表示するものであるから、四至への従属性はより明確である。脇勝示には概ね東西南北の銘が付されており、いずれの境界線に属する勝示であるかが表示されていた。本勝示との違いは、こうした単一四至への従属関係の有無に求められるが、勝示がいずれも四至に付随する境界標識であったことは明らかであると思う。

したがって、勝示は四至システムの一部を構成するサブシステムに他ならないが、ひとたび勝示が設定されると、それ自体荘園の存在を正当化する占有標として機能することになる。勝

示は10世紀の領域型荘園の成立に伴って広く史料に姿を現すが、その多くが国衙の荘園収公に関連する勝示抜捨を伝えるものであることは周知の通りである⁵⁴⁾。立券においても立券使の認定が勝示に対して行なわれたのは、勝示のこうした機能が考慮されたからであり、ここに勝示が四至から独立して、独自の境界表示性を獲得する契機が存するのである。

そこで次に、四至システムを問題とせねばならない。立券過程において、勝示に補完されねばならなかったように、四至はしばしば不明瞭・曖昧な境界規定として登場する。実際に、柿田荘の事例では「限北四津谷葛木峯」とあり、境界線とは無関係な葛木峯がここに記載されているのは、いかにも不合理とせねばならない。小山はこれを入会地の所在から説明しているが、絵図の表現は明らかに荘域外であり、対岸の志富田荘の山地と対置されているから、直ちに従うわけにはゆかない。既に論じておいたように、葛木山は荘域を縁取る景観的限界として表現されているのであって、現実の領有関係とは無関係な、いわば空間定位の指標と解される。このように、四至規定には景観的な境界も混入する場合があります、その不明瞭さの一因を構成している。

さらに注目されるのは、四津谷、葛木峯といった表記の「古めかしさ」である。葛木峯はともかく、四津谷は勝示銘に「静河」、絵図に「静川」と表記されており、同じ対象だが表記を異にしている。また、神野真国荘絵図においても、巽・南勝示銘には共に阿豆川荘境として「黒山峯」の名を挙げるが、これは上述の通り四至の「南境志賀良横峯」と同じ山稜を指すものと見られ、表記だけでなく、名称をも異にしている。こうした事例は枚挙にいとまないのであって、総じて、勝示や絵図の方が今日に至る新しい表記となっている。これは、四至の定められた時期と絵図や勝示のそれとの、少なからぬ隔たりを示唆するものではなからうか。

四至が立券使の派遣に先行して設定されていたことは既に述べたとおりであって、例えば柿

田荘の場合、神護寺に立券を認可した院庁下文の四至は、神護寺に寄進される以前の蓮華王院領下におけるそれが踏襲されたものと見られる。同じ事情はこの折に限らないのであって、こうした寄進が繰り返される中で、四至は現地とかかわりなく、意外に古い表記が継承されることも充分想定されるところである。

ここでは「延徳注文」の四至表記が、明らかな偽文書とされる「大覚寺文書」所収の天長66(829)年「日根秋友解」にみえる杵「田嶋」(後の杵田荘)の四至とほとんど一致することに注目したい⁵⁵⁾。この天長の解状が偽文書であることは事実としても、それが何時如何なる目的で作成されたものであるかは十分検討されていない。鈴木はこの天長解状の花押を「平安末期のものに近い熟成した型の花押である」と指摘している⁵⁶⁾。また天長解状と共に偽作された偽文書に承和13(846)年「紀伊国司庁宣」⁵⁷⁾があるが、この国司庁宣は国司の遙任に伴って発生した平安中末期の文書形式とされている。内容から見ても、これらは杵田嶋の開発領主による私領化とその処分に関するものであって、おそらくは杵田荘の初期における寄進の副進文書を擬したものと見られる。大覚寺が杵田荘の領有を主張した形跡は讃岐院(崇徳上皇)領であった久安2(1147)年以後にはなく、これらの偽文書を以て領有を主張したとすれば、久安2年以前とみなすのが妥当であろう。天長解状をなんらかの实在文書に基づく改竄文書とみるならば、神護寺領段階の四至は、あるいは10世紀に遡る、同地の私領化当初の四至をそのまま継承していたことになる。

神野真国荘の場合も、康治の立券は開発領主長依友の寄進に発端し、領家藤原成通が鳥羽院に本家職を寄進したものであったが、その寄文に記載された四至は、おそらく開発領主長氏が所帯する公驗類に依拠したものと推定される。したがって、いずれの場合も、平安末の立券であるが、その際前提とされた四至は、開発領主の私領化に伴って、おそらくは最初に定められた四至が、以後長く継承された可能性が高いよ

うに思われるのである。

さらに興味深いのは、立券時に境界の変更を余儀なくされた池田荘の立券文では、四至にその旨が全く触れられておらず、おそらく先行する官宣旨の四至がそのまま継承されていると思われる点である。これは神野真国荘でも同様であって、上掲の保元2年官宣旨案では、文中に境界変更の旨が記載されているけれども、冒頭の四至はこれと無関係に、立券時の院庁下文のそれを転記するのみであった。明らかな境界変更にもかかわらず、四至のみは一貫して旧来のそれが維持されていることを、これらの事例は雄弁に物語っている。

土地売券の手継証文等においても、「四至在本券」と見られるように、同一地の売買・寄進等では一般に四至は省略されたり、あるいは本券に記載されたそれを継承することが多い。荘園の立券もこの例外ではなく、立券の正当性を裏付ける本公驗の四至を継承することが手続き上要求された側面も想定されるだろう。

しかし、こうした四至の固定性の高さは、単なる手続き上の問題にすぎないのだろうか。

筆者は四至に、土地に対する観念的な表現が込められているように思われる。既に述べたように、領域は予め景観によって文節化されており、四至はこうした景観をそのまま境界として表現するシステムであった。一般に景観は大きな慣性をもつ、いわば不変の存在であり、それゆえ、同じ領域であれば四至もまた変わりようがなかったのである。こうした認識に支えられて、四至には常に一定の支証能力が保ち続けられたのである。榜示のごとき人工的な境界標識は、抜捨事件が頻発したように、一時的な標識たるに留まっている。境相論では多くの場合、四至にまで立ちかえって検証することが要求されたが、それは四至のこうした観念的性格に由来するのではなからうか。

以上の粗雑な考察は、四至榜示という境界設定システムが、単に四方形の空間モデルとしてだけではなく、さらに多様な空間認識の結晶で

あり、母胎であったことを示唆するものに他ならない。本稿では一切言及を控えたが、四至は明らかに古代中国から移入された表示形式であり、勝示についても中国にその原型を求めうる可能性がある。これらとの比較研究は、日本の土着的空間認識を摘出するための、不可欠の作業ステップとなるだろう⁵⁹⁾。本稿で指摘した様々な推測の検証を含め、今後の課題としたい。

なお、絵図分析に関しても、多くの課題を残した。個別的な解釈の問題はもとより、四至勝示型モデルの源流と展開過程を古代中世絵図の中に位置付ける作業などは、当面継続すべき研究課題となろう。御叱正をえて、他日を期する次第である。(大阪学院大学)

〔注〕

- 1) 葛川絵図研究会「葛川絵図にみる空間認識とその表現」日本史研究244号, 1982。

なお、こうした動向が欧米歴史地理学の *imagined world* への標榜とかかわっていることは論をまたない。

菊地利夫『歴史地理学方法論』大明堂, 1977, 参照のこと。

- 2) Woodward, D. ; Reality, Symbolism, Time and Space in Medieval World Maps. A.A.A.G, 75—4, 1985.

- 3) 水津一郎『景観の深層』地人書房, 1988。とくに第Ⅱ章「景観のコード」参照。

- 4) 難波田徹「荘園絵図と社寺領絵図」(京都国立博物館『古絵図』所収, 1968)

竹内理三「絵図——総説」(竹内編『荘園絵図研究』所収, 1982) など。

- 5) 奥野中彦「荘園図の成立と展開」(中村拓監修『日本古地図大成』所収, 講談社, 1972) など。

- 6) 足守庄絵図の裏書は次のとおりである。

足守庄絵図

嘉応元年十二月 日

庄官

田所

案主散賀陽朝臣

下司散位藤原朝臣

国使

田所橘朝臣(花押)

案主散位弓削(花押)

官人散位藤原朝臣(花押)

御使

左弁官史生紀(花押)

また神野真国庄絵図のそれは、標記に

紀伊国神野真国御庄絵図 康治二年五月
廿五日 立券

とあり、さらに勝示裏の箇所には

良 還出の付經

ト同經

勝 園中繪圖繪出經延慶(花押)

繪出經還出(花押)

示 還出の付經(花押)

のような署名加判が八ヶ所に施されている。

- 7) そもそも荘境を境界線によらず、勝示のみによって表現した荘園絵図は珍しく、これら三葉以外には、播磨国鵜荘絵図(法隆寺所蔵)を挙げうる程度である。なお社寺境内絵図では神護寺・高山寺の両寺領勝示絵図(神護寺蔵)のほか、出雲神社々領勝示絵図(京都府出雲大神宮所蔵)などが古い作例として知られる。

- 8) 荘園の立券手続を詳しく述べたものに次の文献があげられるが、四至や勝示の設定に関してはほとんど言及されていない。

島田次郎「村落」(赤松ほか編『日本古文書学講座』第五卷中世編Ⅱ所収, 雄山閣, 1981), とくに「荘園の立券文と検注帳」の項, 136~157頁参照。

- 9) 平安遺文3569号。

なおこの史料を含め、立券文の諸事例は木村茂光が詳しく紹介されている。

木村茂光「荘園四至勝示図ノート(I)」東京学芸大学紀要第3部門第37集, 1985。

- 10) 事例は枚挙にいとまないが、当面後述の神野真国庄の康治元年院庁下文案(平安遺文2491号)などを参照されたい。

- 11) 佐藤進一『古文書学入門』法政大学出版局, 1971, 68頁参照。

- 12) 勝示の設定について、久安3年「紀伊国神野真国庄住人解」(平安遺文2612号)では、

當御庄勝示之刻, 依公驗理, 依古庁申狀, 依前司詞, 依古老議, 沙汰切畢

と記している。これは後述の康治2年の立券時のそれを指したもの。

- 13) 拙稿「中世絵図のランゲージ研究にむけて」(水津一郎先生退官記念事業会編『人文地理学の

視園』所収、大明堂、1986)。

- 14) この指摘は早く西岡虎之助が行なわれたものである。

西岡虎之助「荘園の勝示」社会経済史学 6-8, 1936 (のち荘園研究会編『荘園絵図の基礎的研究』三一書房、1973に再録)。

- 15) 神野真国荘絵図については、立券後程ない久安3年から久寿2年頃の作成と推定される断簡に絵図の所在が窺われる、という。

松井吉昭「紀伊国神野真国荘絵図について」(竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『荘園制と中世社会』所収、東京堂出版、1984) 参照。

- 16) 古典的な西岡の研究以後、これのみに詳しく関説した論文は少ない。

西岡虎之助「神護寺領荘園の成立と統制」史学研究 1-3, 1931。

西岡虎之助編『日本荘園絵図集成』上巻、東京堂出版、1976、178~179頁の解題(佐藤和彦・田寿朗執筆)。

青山宏夫「足守庄絵図における二つの境界表示」(水津一朗先生退官記念事業会編『人文地理学の視園』所収、大明堂、1986)。

なお、足守庄絵図の現地比定については、次の文献が詳しい。

青山宏夫・山陰加春夫「足守庄絵図現地調査報告」(文部省科研報告書『荘園絵図の史料学および解説に関する研究』所収、代表高橋昌明、滋賀大学、1985)

- 17) 拙稿「中世絵図読解の視角」(小山靖憲・佐藤和彦編『絵図にみる荘園の世界』所収、東京大学出版会、1987)

- 18) 前掲注13)

- 19) この点で、二つの山名表記が荘境ではなく実質地域の境界に相当する、とした青山宏夫の指摘には承伏しがたい。青山、前掲注16)。

- 20) 平安遺文2491号。

- 21) 服部英雄「未来年号の世界から」史学雑誌92-8, 1983。

- 22) 神野真国庄絵図に関する個別研究では、水田義一、松井吉昭、黒田日出男らの論文がある。

水田義一「神護寺領紀伊国神野真国荘絵図について」(藤岡謙二郎先生退官記念事業会編『歴史地理研究と都市研究』上巻、大明堂、1978)

松井、前掲注15)。

黒田日出男「黒山の絵図を読む」U P181・182号、1987。

なお、上掲水田論文では境相論の誤解から絵図の作成年代を、神護寺領立券時の寿永元年頃と推定しているが、のちに発表された次の文献では、これを訂正され、定説を踏襲されている。

水田義一「紀州の中世荘園絵図」紀州経済史文化史研究紀要4号、1984。

- 23) 松井吉昭は、高野山側の史料が偽文書であることを重視され、神護寺の領有以前には境相論はなかったと推定されている。

松井、前掲注15)。

- 24) なお、『日本荘園絵図集成』上巻(前掲注16))に掲載された絵図裏面の写真(49頁)は、西岡蒐集本(写本)を用いているが、これは署判の位置に錯誤が認められ、原本と大幅に異なっていることを指摘しておきたい。

- 25) 「黒山峯」については黒田日出男(前掲注22))の詳しい言及があるが、坤勝示の不在を黒山の未開性に求められている点については、疑問が残る。

- 26) 野上庄の四至については延久4年「太政官牒」(平安遺文1983号)に確認することができる。ここでは東境は「佐々小河并星河」と記載されており、絵図と矛盾しない。

- 27) 佐々小河上流の五川の詳しい描出は、この地区が既知の領域であったことを示し、坤勝示の位置画定を行なうためのベースマップの情報と解されるから、立券使に坤勝示を設定する意志があったことは自明であろう。

- 28) 平安遺文2884号。

- 29) 服部、前掲注21)。

なお五味文彦はこの文書が正当であると解し、論拠を挙げている。

五味文彦「保元の乱の歴史的位置」(『院政期社会の研究』所収、山川出版社、1984)

- 30) 境相論に伴って派遣された官使が、当事者双方の主張を絵図に注したもので、作例は現存しないが、文書中にその所在をうかがうことができる。

下坂 守「菅浦絵図の成立をめぐる」(葛川絵図研究会編『絵図のコスモロジー』上巻所収、地人書房、1988)

- 31) 鈴木茂男「紀伊国柿田庄図考」東京大学史料編纂所報9号、1975。

- 32) 小山靖憲②「柿田庄絵図と境相論」(渡辺広先

- 生退官記念会編『和歌山の歴史と教育』所収、1979)
- 小山靖憲④「紀伊国柿田庄絵図の変遷」(葛川絵図研究会編『絵図のコスモロジー』上巻所収、地人書房、1988)
- 33) 木村茂光④、前掲注9)
- 木村茂光④「荘園の四至と勝示」(小山靖憲・佐藤和彦編『絵図にみる荘園の世界』所収、東京大学出版会、1987)
- 34) 木村④論文、上掲注33)。
- 35) 拙稿、前掲注13)。
- 36) 勝示の比定に関しては、境界周辺の地勢をよく表現した、慶安3年「加勢田庄絵図」(宝来山神社蔵)が参考になる。この絵図の成立をめぐることは、小山④・⑤論文(前掲注32))に詳しい。
- 37) 木村④論文(前掲注33))では、乾勝示周辺が「その生産性の高さから広く描かれている」と解釈されているが、絵図の構図に現地の生産性が反映されているとは到底考えられない。
- 38) 鈴木論文、前掲注31)および木村④・⑤論文、前掲注33)。
- 39) 平安遺文4892号。
- 40) 小山⑤論文、前掲注32)。
- 41) 木村⑤論文、前掲注33)。
- 42) 拙稿、前掲注13)。
- 43) 神護寺文書。『かつらぎ町史』古代中世史料編、笠田庄関係史料4号。
- 44) 水田、前掲注22)。
- 45) 小山(前掲注32)⑤)が南勝示を四至の「拡大解釈」と解されるのも、或いは同じ意かと思われる。
- 46) 平安遺文補235号。
- 47) 木村、前掲注33)。
- 48) 木村、前掲注33)。
- 49) 従来、嶋島的位置比定をめぐる、のちの嶋村とする小山説(前掲注32)と、紀ノ河河床ないし北岸とする鈴木・木村説(前掲注31)、33))の対立がみられるが、後述のように「太政官牒案」自体に疑問がある以上、この点のみを確認すればよいのである。
- 50) 小山⑤論文、前掲注33)。
- 51) 西岡、前掲注14)。
- 52) たとえば木村は「荘園の領域は原則的には四至と勝示の計八地点で表現された」と述べている。前掲注33)⑤、16頁。
- 53) その他の荘園でも、とりわけ優越する二つの方位(東西あるいは南北)を基軸とした四至設定が確認されるのであり、今後の検討課題となろう。
- 54) たとえば伊賀国黒田庄における一連の国衙・寺家の対立が挙げられる。
- 黒田日出男『日本中世開発史の研究』校倉書房、1984、第2篇2章「板蠅仙・薦生牧と四至」参照。
- 55) 鈴木、前掲注31)に一連の文書が紹介されている。
- 56) 鈴木、前掲注31)。
- 57) 前掲注31)。
- 58) なお四至の語は、元来四隅が「東至…、西至…」と表記されたことに因み、中国ではこうした表記が一般的であったと解されるが、日本では、わずかな例外を除き、「東限…、西限…」と、「至」が「限」の文字に置き代っている。こうした辺りに、同じ四至の形式を用いながら、中国と日本の空間認識の差を摘出する可能性がひそんでいる。今後の検討課題としたい。

〔付記〕

本稿の内容は1984年夏京都国立博物館において開催された特別陳列「古絵図の世界」を通じて構成され、翌年12月、歴史地理学会第129回例会(於専修大学)において口頭発表したものである。多々御教示くださった京都国立博物館難波田徹氏(現彦根市立博物館)、下坂守氏および例会出席者各位に謝意を表したい。

なお、例会発表後3年を経過したが、その間に本稿の骨子の一部を断片的に取り扱った小論を草したこともあって、このような形での成稿をためらってきたところ、近年同じテーマを扱った木村茂光氏の一連の論稿が発表され、全体的に私見とは大きく異なった理解に接するに及び、再度、このテーマに関する私見を集約的に開陳し、御教示を得たいと考えようになった。そのため木村氏をはじめとする中世史研究者の諸業績に対して批判的に論及することとなったが、筆者自身の理解のいたらなさから、誤解や曲解があるかも知れない。非礼をおおびすると共に、併せてご叱正を御願ひする次第である。

ON *SHIISHI-BOUJI EZU*, OR THE BOUNDARY-MAKING SYSTEM
AND SPATIAL COGNITION IN EARLY MEDIEVAL JAPAN

Toshihiro YOSHIDA

In recent Japanese Historical Geography, “*Ezu*”, pictorial maps made in premodern Japan, are attracting much academic concern as interesting objects to approach the imagined world of the past. Especially in case of large scale pictorial map, they show cognitive structures of villagers’ world, and reflect the landscape tastes and spatial cognition in the society where maps were made and held in common. This paper is an attempt to extract some cognitive model of space through the analysis of spatial representation in “*Ezu*”.

In medieval Japan, there had been made many pictorial maps showing the topographical features of the manors. *Shiishi-Bouji Ezu* belongs to the earlier type of such maps, and represents of the official boundary of the manor fixed through *Shiishi-Bouji* as boundary-making system. There remain three pieces of this sort ; Map of Ashimori manor in Bicchū Province, Map of Kouno-makuni manor in Kii Province, and map of Kaseda manor in Kii Province, all of which have been owned by Jinngoji Temple, Kyoto, for those three manors were formerly possessions of the temple. Examining the producing process and the spatial representation of these maps, some concluding remarks are pointed out as follows :

Shiishi-Bouji Ezu was produced through the official registration of the manor, in which process officers confirmed the *Shiishi* of the manor, and built the *Bouji* pole at some boundary points, as the symbol of official allowance. *Shiishi* are the edge lines in four direction (N. E. S. W.), and *Bouji* are the intersectional points of those edge lines, or the four corners of the territory (NE. SE. SW. NW.). So, it seems to be eight direction system, but it is based upon the spatial classification into four directions (N. E. S. W.), and the *Bouji* points show the both end of each edge lines, e. g. NE. point means the East end of North edge and North end of East edge. That is to say, in *Shiishi-Bouji* system, the real territorial shapes are transfigured into quadrangle, where four sides correspond to *Shiishi*, and four corners to *Bouji*.

Spatial representation in *Shiishi-Bouji Ezu* reflect those quadrangle model of space, and its application to actual boundary-making of the manor. It was one phase of spatial cognition of those days society, and on the background of this model was the roll of landscape physically articulating the territory and consisting the boundary. This model of spatial cognition is thought to be a symbol of native microcosmos shaped by landscape itself.